

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【公開番号】特開2013-1674(P2013-1674A)

【公開日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2011-133887(P2011-133887)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 K 8/44 (2006.01)

A 6 1 K 8/25 (2006.01)

A 6 1 K 8/02 (2006.01)

A 6 1 Q 1/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/44

A 6 1 K 8/25

A 6 1 K 8/02

A 6 1 Q 1/12

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月16日(2014.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

一方、板状粉体によるカバーラは、自然なカバーラが望める反面、二酸化チタンなどの隠蔽性粉体なしには充分なカバーラが得られない現状も存した。(例えば、特許文献1を参照)これは板状粉体そのもののカバーラが少ないと、板状粉体の個々の粒子の面積が大きいため、均一な塗工がしにくいことがその原因であると考えられる。この為、隠蔽性粉体を含有しないファンデーションは実質的に存在しないし、ルースパウダー或いはソフトプレス剤形のファンデーションも存在しない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(1) 本発明の化粧料の必須成分である板状粉体

本発明の化粧料は、板状粉体を必須成分として含有することを特徴とする。かかる板状粉体としては、化粧品業界で板状粉体として認識されているものを意味し、具体的には、タルク、マイカ、セリサイト、金雲母、合成金雲母、チタンマイカ、チタンセリサイトなどが好適に例示できる。中でも好適なのは、カバーラのある金雲母又は合成金雲母と、滑沢性に優れるタルク又はセリサイトとを組み合わせた形態である。これらの板状粉体の好ましい含有量は、粉体全量に対して80質量%以上であることが好ましく、85質量%以上であることがより好ましい。又、本発明の化粧料における粉体の含有量は化粧料の全量に

対して、80質量%以上であることが好ましく、90質量%以上であることがより好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(2) 本発明の化粧料の必須成分である(メタ)アクリロイルオキシエチルホスホリルコリンのポリマー、コポリマー

本発明の化粧料は、(メタ)アクリロイルオキシエチルホスホリルコリンを単量体として誘導されるポリマー乃至はコポリマーを必須成分として含有することを特徴とする。かかるポリマーとしては、メタアクリロイルオキシエチルホスホリルコリンのホモポリマー、メタアクリロイルオキシエチルホスホリルコリンとメタクリル酸ステアリルとのコポリマーが好適に例示できる。かかるポリマー乃至はホモポリマーの好適な分子量は100000～1500000が好ましく、300000～1000000がより好ましい。また、前記のコポリマーにおいては、メタアクリロイルオキシエチルホスホリルコリンから誘導される部分とメタクリル酸ステアリルから誘導される部分のモル比は、50：50～90：10が好ましい。これはこの様な構成の場合に優れた塗布均一性を具現化するためである。かかる成分は既に化粧料用に市販されているものがあり、これを購入して利用することも出来る。市販品としては、メタアクリロイルオキシエチルホスホリルコリンのホモポリマーである「リピジュア(商標登録)HM」、「バイタルポリマー(商標登録)」(何れも日油株式会社)、メタアクリロイルオキシエチルホスホリルコリンとメタクリル酸ステアリルとのコポリマーである、「リピジュアBM」(日油株式会社)などが好ましく例示できる。かかる成分の好ましい含有量は、化粧料全量に対して、0.001～1質量%であり、より好ましくは、0.01～0.1質量%である。これは少なすぎると均一化効果を発揮できない場合があり、多すぎるとカバーラを損なう場合が存するからである。かかる成分は、粉体類とともに、混合、粉碎、成形して化粧料とすることも出来るし、予め特定の粉体などに被覆させた後、他の粉体とともに混合、粉碎、成形の工程をとっても構わない。好ましい形態は、予め、板状粉体、好ましくはタルクにメカノケミカルに被覆し、配合する方法である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(3) 本発明の化粧料の必須成分であるC10～24のアシルアミノ酸

本発明の化粧料は、必須成分としてC10～24のアシルアミノ酸を含有することを特徴とする。C10～24アシルアミノ酸を構成する、C10～24のアシル基としては、例えば、ラウロイル基、パルミトイyl基、ステアロイル基、オレオイル基、2-エチルヘキサノイル基等が好適に例示でき、ラウロイル基が特に好適に例示できる。又、アミノ酸としては、塩基性アミノ酸が好ましく、中でもリジンが特に好ましい。かかる成分は、ただ一種を含有させることも出来るし、2種以上を組み合わせて含有させることも出来る。かかる成分の好ましい含有量は、総量で化粧料全量に対して、0.05～10質量%であり、より好ましくは、0.1～5質量%である。これは少なすぎると均一化効果を発揮できない場合があり、多すぎるとカバーラを損なう場合が存するからである。かかる成分は、粉体類とともに、混合、粉碎、成形して化粧料とすることも出来るし、予め特定の粉体な

どに被覆させた後、他の粉体とともに混合、粉碎、成形の工程をとっても構わない。好ましい形態は、予め、板状粉体、好ましくは合成金雲母にメカノケミカルに被覆し、配合する方法である。